

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和元年6月3日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第2号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月7日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、河川管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成31年3月7日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 427,680円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 79歳男性
- 3 事故の概要

平成30年9月4日から5日にかけて通過した台風第21号により、亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目地内において、相手方の敷地に張り出していた普通河川宮の谷川左岸河川敷地内の雑木が、強風にあおられ、相手方自宅2階の屋根瓦に当たり、当該屋根瓦数枚が破損した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 427,680円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 79歳男性

3 事故の概要

平成30年9月4日から5日にかけて通過した台風第21号により、亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目地内において、相手方の敷地に張り出していた普通河川宮の谷川左岸河川敷地内の雑木が、強風にあおられ、相手方自宅2階の屋根瓦に当たり、当該屋根瓦数枚が破損した。